

様式第 11 号

泉南市指令 清 第 170 号

一般廃棄物処理業許可証

住 所 京都市伏見区南寝小屋町 91 番地

氏 名 安田産業株式会社

代表取締役 安田 奉春

令和 4 年 3 月 4 日に申請のあった、一般廃棄物処理業については、廃棄物の處理及
び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり許可する。

泉南市一般廃棄物 処理業許可番号	泉南清 第 708 号
営業所の所在地 及び名称	京都市伏見区南寝小屋町 91 番地 安田産業株式会社
取扱廃棄物の種 類	事業系一般廃棄物
収集、運搬及び処 分の別	収集 運搬
営業所の区域	泉南市
許可期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
条件	許可条件（別紙 1）を遵守するとともに、細部に関しては市長の 指示に従うこと。

令和 4 年 3 月 9 日

泉南市長 竹 中 勇



別紙 1

許 可 条 件

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法律施行令及び同法律施行規則並びに泉南市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例及び施行規則を遵守すること。
2. 自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。
3. 収集運搬する事業系一般廃棄物は、イオンりんくう泉南（泉南市りんくう南浜 3-12）から排出される厨芥類及び再生可能な一般廃棄物とする。
4. 厨芥類の搬入先については、京都有機質資源株式会社 エコの森京都（京都府長岡京市神足落述 1 番地）とする。
5. 収集運搬車両は、廃棄物汚水等、飛散したり、悪臭の漏れるおそれのないような構造にすること。
6. 申請内容に変更が生じた場合は速やかに届出ること。（収集運搬車両の変更等）また、届出した収集運搬車両以外は使用しないこと。
7. 収集運搬車両及び保管場所等については、常に清潔を保つこと。
8. 収集運搬業務の遂行については、特に作業者の安全衛生管理に配慮するとともに、生じたる事故及び問題等については、速やかに処理するとともに、市には一切の迷惑をかけないこと。
9. 年度ごとに、一般廃棄物の収集量を品種別に報告すること。
10. 誓約書及び念書の各事項を遵守すること。